

組織別職員数

1 区役所、福祉事業所、保健センター

R2.4.1現在							再編後 ※							増減										
区分	区	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	区分	区または部等	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	正規職員	再任用	会計年度	計							
区役所組織	中区	区振興課	19	2	6	27	区役所組織	中央区	区振興課	25	5	10	40											
		区民生活課	45	3	75	123			区民生活課	56	5	94	155											
		まちづくり推進課	29	7	61	97			まちづくり推進課	32	8	68	108											
	東区	区振興課	14	5	6	25			東	行政センター	30	9	45					84						
		区民生活課	32	5	48	85				行政センター	37	13	45					95						
	西区	区振興課	17	7	5	29			西	行政センター														
		区民生活課	12	2	14	28				舞阪支所	5	4	3					12						
		まちづくり推進課	24	8	29	61				行政センター	29	8	42					79						
	舞阪協働センター	5	4	3	12	南			舞阪支所															
		行政センター																						
	南区	区振興課	13	2	8	23			行政センター															
		区民生活課	31	6	45	82			小計	214	52	307	573	△ 27	1	7	△ 19							
	小計			241	51	300		592	小計			214	52	307	573	△ 27	1	7	△ 19					
	北区	区振興課	17	3	3	23		浜名区	北	行政センター	28	8	22	58										
		区民生活課	14	0	17	31				引佐支所	10	4	3	17										
		まちづくり推進課	20	7	14	41				三ヶ日支所	10	1	6	17										
		引佐協働センター	10	4	3	17				区振興課	21	6	7	34										
		三ヶ日協働センター	10	1	6	17				区民生活課	12	2	19	33										
	浜北区	区振興課	20	5	4	29				まちづくり推進課	24	4	17	45										
		区民生活課	12	2	16	30				小計	105	25	74	204	△ 22	△ 1	△ 7	△ 30						
		まちづくり推進課	24	4	18	46				区振興課	22	3	3	28										
	天竜区	区振興課	22	3	3	28			天竜区	区民生活課	7	1	5	13										
		区民生活課	7	1	5	13				まちづくり推進課	26	10	6	42										
		まちづくり推進課	26	10	6	42				春野支所	15	6	1	22										
		春野協働センター	15	6	1	22		佐久間支所		20	9	2	31											
		佐久間協働センター	20	9	2	31		水窪支所		13	3	3	19											
		水窪協働センター	13	3	3	19		龍山支所		9	3	3	15											
		龍山協働センター	9	3	3	15		小計		112	35	23	170	0	0	0	0							
	小計			112	35	23		170	小計			112	35	23	170	0	0	0	0					
	計			480	112	404	996	計			431	112	404	947	△ 49	0	0	△ 49						
	区役所組織	中区	社会福祉課	31	10	34	75	本庁組織	健康福祉部（福祉事業所）	中央	社会福祉課	33	3	33	69									
			生活福祉課	48	1	12	61				生活福祉第一課	41	3	12	56									
			長寿保険課	30	2	48	80				生活福祉第二課	42	1	6	49									
		東区	社会福祉課	23	2	10	35				保険年金課	31	2	22	55									
			長寿保険課	17	2	20	39				長寿支援課	41	6	77	124									
		西区	社会福祉課	20	2	12	34			児童家庭課	31	10	26	67										
			長寿保険課	14	3	14	31																	
		南区	社会福祉課	25	2	10	37			小計	219	25	176	420	△ 4	0	0	△ 4						
			長寿保険課	15	1	16	32			社会福祉課	30	2	22	54										
		北区	社会福祉課	19	1	9	29			長寿保険課	25	2	28	55										
			浜北区	社会福祉課	19	1	13		33	浜名														
		長寿保険課		15	2	11	28		小計		55	4	50	109	△ 15	0	0	△ 15						
		天竜区	社会福祉課	15	2	7	24		天竜		社会福祉課	15	2	7	24									
			長寿保険課	13	1	8	22				長寿保険課	13	1	8	22									
			小計	28	3	15	46				小計	28	3	15	46					0	0	0	0	
		計			321	32	241		594	計			302	32	241	575	△ 19	0	0	△ 19				
		中区	健康づくり課	33	0	14	47		健康福祉部（医療担当）		中央健康づくりセンター	84	2	29	115									
		東区	健康づくり課	17	0	5	22					小計	84	2	29					115	△ 6	0	0	△ 6
		西区	健康づくり課	22	2	2	26						浜名健康づくりセンター	38	5					7	50			
		南区	健康づくり課	18	0	8	26					小計	38	5	7					50	△ 7	0	0	△ 7
		小計			90	2	29				121	天竜健康づくりセンター	22	0	5	27	0	0	0	0				
		北区	健康づくり課	26	3	4	33				小計	22	0	5	27									
		浜北区	健康づくり課	19	2	3	24				計	144	7	41	192	△ 13					0	0	△ 13	
		小計			45	5	7				57	小計			144	7	41	192	△ 13	0	0	△ 13		
		天竜区	健康づくり課	22	0	5	27				小計			144	7	41	192	△ 13	0	0	△ 13			
		小計			22	0	5				27	小計			144	7	41	192	△ 13	0	0	△ 13		
		計			157	7	41				205	計			144	7	41	192	△ 13	0	0	△ 13		
		総計			958	151	686				1,795	総計			877	151	686	1,714	△ 81	0	0	△ 81		

2 土木整備事務所

R2.4.1現在							再編後 ※							増減			
区分	部	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	区分	部	課名	正規職員	再任用	会計年度	計	正規職員	再任用	会計年度	計
本庁組織	土木部	南土木整備事務所	58	6	15	79	本庁組織	土木部	中央土木整備事務所	70	9	18	97				
		北土木整備事務所	26	7	4	37			浜名土木整備事務所	51	10	8	69				
		東・浜北土木整備事務所	39	6	7	52			天竜土木整備事務所	53	2	5	60				
		天竜土木整備事務所	51	2	5	58			計								
		計	174	21	31	226			計	174	21	31	226				

※区再編後の5年後の職員数

○浜松市総合事務所専決規程

平成17年6月30日
浜松市訓令甲第31号

別表(第4条・第5条関係)

(平18訓令甲16・平18訓令甲19・平18訓令甲22・一部改正)

その1(浜北総合事務所・天竜総合事務所)

1 共通専決事項

(1) 一般に関する事項

事項	専決者					
	助役	部長	総合事務所長	総合事務所の部長	課長等	課長補佐等
方針の確立している市行政の事務及び事業の計画及び実施	特に重要なもの		重要なもの		軽易又は定例なもの	
要綱及び要領等の制定及び改廃	重要なもの		一般的なもの			
告示及び公告	特に重要なもの			重要なもの	定例なもの	
国又は県に対する陳情、要望等	重要なもの		一般的なもの			
上申及び副申	重要なもの		一般的なもの		軽易又は定例なもの	
協定、覚書等の締結	重要なもの		一般的なもの			
許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令の規定による権限の行使	重要なもの			一般的なもの	軽易又は定例なもの	
法令の規定による指導、勧告、助言等の行政指導	特に重要なもの			重要なもの	軽易又は定例なもの	
申請、届出、通知、報告及び依頼等	特に重要なもの			重要なもの	軽易又は定例なもの	
請願、届出、報告、陳情、要望等の処理			重要なもの		一般的なもの	
証明				公簿等によらないもの	公簿等によるもの	
照会及び回答					重要なもの	一般的なもの
附属機関等に対する諮問事項等の決定	重要なもの		一般的なもの			
公簿の閲覧の決定					○	
公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定					○	
講演会、講習会その他の集会及び行事の開催			重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの	
行事に対する共催、後援等の名義の使用の承認			○		定例なもの	
職員以外の者への感謝状及び賞状の授与の決定			○			
公の施設の利用許可					○	
公の施設の休館日及び開館時間の変更			○			
刊行物の発行			重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの	

(2) 人事に関する事項

事項	専決者					
	助役	部長	総合事務所長	総合事務所の部長	課長等	課長補佐等

	助役	部長	総合事務 所長	総合事務所 の部長	課長等	課長補佐 等	グループ 長及びセ ンター長
他の団体の役員等は無報酬で就任することの同意(営利企業等の従事許可に係るものを除く。)		総合事務所の所長及び参与	総合事務所の副所長、部長、参事及び副参事	その他の職員			
勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更					課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	
時間外勤務及び休日勤務の命令					副主幹及び副技監	その他の職員	
週休日の指定及び振替並びに休日の変更			総合事務所の所長、副所長、部長、参与、参事及び副参事	課長等、地域防災監、主幹及び技監	課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	
休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)			総合事務所の所長、副所長、部長、参与、参事及び副参事	課長等、地域防災監、主幹及び技監	課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	
職員の内国旅行命令		総合事務所の所長及び参与	総合事務所の副所長、部長、参事及び副参事	課長等、地域防災監、主幹及び技監	課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	その他の職員の市内及び近接地内の旅行
職員(課長級以上のものを除く。)の外国旅行命令			○				
職員以外への内国旅行依頼					○		
職員の所属内業務応援				○			
職務執行に伴う証明書の発行					○		
特定業務の非常勤職員の任免			○				
臨時職員の任免					○		

(3) 財務に関する事項

区分	事項	専決者				
		助役	部長	総合事務所 所長	総合事務所の 部長	課長等
歳入に 関すること	歳入金の調定					○
	納入の通知及び納付書の発行					○
	納期限延長、徴収猶予及び繰上徴収					○
	督促及び催告					○
	歳入金(延滞金を含む。)の減免		基準の定めがないもの			基準の定めがあるもの
	滞納処分			○		
	欠損処分及び欠損処理		○			
歳出に 関すること	報酬					○
	共済費					○

災害補償費									○
賃金									○
報償費				1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	400万円以上500万円未満	300万円以上400万円未満	300万円未満	
旅費									○
交際費				500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	250万円以上300万円未満	200万円以上250万円未満	200万円未満	
需用費	光熱水費								○
	食糧費(賄材料費を除く。)								○
	修繕料			500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	250万円以上300万円未満	200万円以上250万円未満	200万円未満	
	その他			1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	400万円以上500万円未満	300万円以上400万円未満	300万円未満	
役務費	電信料及び郵便料								○
	その他			1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	400万円以上500万円未満	300万円以上400万円未満	300万円未満	
委託料	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	執行の決定		4,000万円以上6,000万円未満	3,000万円以上4,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	
		契約							○
	その他	執行の決定		2,500万円以上4,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
		契約							○
使用料及び賃借料	下水道使用料								○
	土地及び建物			2,500万円以上	2,000万円以上2,500万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
	その他	競争性のあるもの	執行の決定	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	600万円以上1,000万円未満	500万円以上600万円未満	500万円未満	
		競争性のないもの	契約						○
工事請負費	執行の決定			1億3,000万円以上1億8,000万円未満	1億円以上1億3,000万円未満	5,000万円以上1億円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満	
	契約								○
原材料費				1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	350万円以上500万円未満	300万円以上350万円未満	300万円未満	
公有財産購入費	土地			3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満	
	その他			1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	400万円以上500万円未満	300万円以上400万円未満	300万円未満	
備品購入費				1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	400万円以上500万円未満	300万円以上400万円未満	300万円未満	

	負担金、補助及び交付金	法令に定めのあるもの					○
		市の定めた基準によるもの		2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満
		その他	3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満
	扶助費						○
	貸付金		2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	800万円以上1,000万円未満	500万円以上800万円未満	500万円未満
	補償、補填及び賠償金	補償金	3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満
		その他	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	250万円以上300万円未満	200万円以上250万円未満	200万円未満
	償還金、利子及び割引料	公債費及び一時借入金利子の償還					○
		その他	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	350万円以上500万円未満	300万円以上350万円未満	300万円未満
	投資及び出資金		2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	800万円以上1,000万円未満	500万円以上800万円未満	500万円未満
	積立金		3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満
	寄附金		50万円以上100万円未満	30万円以上50万円未満	25万円以上30万円未満	20万円以上25万円未満	20万円未満
	公課費						○
	繰出金			5,000万円以上	2,500万円以上5,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	2,000万円未満
その他	契約方法、入札参加者等の決定		設計額等を該当する事項に適用				
	予定価格の決定			2,000万円以上			2,000万円未満
	予定価格を超過の場合の再入札及び随意契約締結						○
	契約保証金の免除			基準の定めがないもの			基準の定めがあるもの
	変更契約		変更後の契約額を該当する事項に適用(減額の場合は当該変更前の決裁者)				
	単価契約	執行の決定	予定額を該当する事項に適用				
		契約					○
	過誤納金の還付及び過誤払金の戻入						○
	支出命令						○
	振替通知						○
	資金前渡、概算払及び前金払						○
	歳入歳出外現金の受入れ及び払出し						○
	国又は県の補助金・交付	交付申請(変更を含む。)及び措置費等義務的なもの					○

金・負担 金等	実績 報告	その他		重要なもの			軽易又は定例 なもの
	請求						○
負担条件を伴わない寄附の受入れ			300万円以上500万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満		
公有財産の売却、譲与及び交換	土地		3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満
	その他		1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	400万円以上500万円未満	300万円以上400万円未満	300万円未満
公有財産の貸付			2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	800万円以上1,000万円未満	500万円以上800万円未満	500万円未満

2 個別専決事項

(1) 総務課等に係る事項

区分	事項		専決者				
			助役	部長	総合事務所 長	総合事務所 の部長	課長等
総務課	職務専念の義務の免除の承認及び当該承認に係る給与の減額有無の決定						○
	宿日直勤務の命令						○
	育児休業の承認						○
	庁舎内外の秩序の維持						○
	財産区に関する こと	財産区に関する こと(財務に関する事項を除く。)			特に重要な もの	重要なもの	一般的なもの
	契約方法、 入札	物品の購入		2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	1,000万円以上1,500万円未満	1,000万円未満
		物品の修繕		1,000万円以上	750万円以上1,000万円未満	500万円以上750万円未満	500万円未満
	参加者等 の決定	工事		1億円以上	8,000万円以上1億円未満	5,000万円以上8,000万円未満	5,000万円未満
		工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理		3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	2,000万円未満
	工事に係る予定価格の決定			1億円以上			1億円未満
	工事関連委託業務に係る予定価格の決定			3,000万円以上			3,000万円未満
	工事に係る前金払及び部分払の決定						○
	工事の完成検査報告			1億円以上	8,000万円以上1億円未満	5,000万円以上8,000万円未満	5,000万円未満
税務課	徴収金の徴収嘱託及び受託						○
	徴収金の交付要求及び配当						○
	滞納処分				重要なもの		一般的なもの
	滞納処分の執行停止				200万円以上		200万円未満
保険年金課(浜北) 市民課(天竜)	保険事業の実施						○
	国民健康保険一部負担金の減免						○
	徴収金の徴収嘱託及び受託						○

	徴収金の交付要求及び配当					○
	滞納処分			重要なもの		一般的なもの
	滞納処分の執行停止			200万円以上		200万円未満
商工課(浜北)	遠州はまきた飛竜まつりに係る委任事務			特に重要なもの	重要なもの	軽易又は定例なもの
社会福祉課	災害り災世帯に対する見舞金支給					○
	民生委員の指導監督				○	
	法外援護					○
	行旅病人及び行旅死亡人の処理					○
	認可外保育施設の指導監督(浜北)				○	
	特別保育事業の執行の決定					○
長寿社会課(浜北)	介護保険一部負担金の減免					○
長寿支援課(天竜)	徴収金の徴収嘱託及び受託					○
	徴収金の交付要求及び配当					○
	滞納処分			重要なもの		一般的なもの
	滞納処分の執行停止			200万円以上		200万円未満
都市計画課(浜北)	自家用有償バスに係る委任事務			特に重要なもの	重要なもの	軽易又は定例なもの
区画整理課(浜北) 都市整備課(天竜)	土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可					○
土木課	工事施行による交通規制の協議					○
	道路及び河川と民地との境界確定					○

(2) 出先機関等に係る事項

事項	専決者		
	サービスセンター所長(中瀬・浜名・亀玉・赤佐・北浜南部・なゆた浜北)	サービスセンター所長(熊・上阿多古・下阿多古・竜川)	浜北地域職業訓練センター所長
公の施設の利用許可			○
職員の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更	○	○	○
職員の時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令	○	○	○
職員の週休日の指定及び振替並びに休日の変更	○	○	○
職員の休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	○	○	○
物品の購入(備品の購入を除く。)			10万円以下
工事の施行			130万円以下
定めのある歳入金の徴収	○	○	○
定めのある歳入金の減免	○	○	○
市税の証明	○	○	
戸籍の謄抄本並びに住民票及び除票の写し等の交付	○	○	
印鑑の登録		○	
印鑑登録証明書の交付	○	○	

国民健康保険被保険者証の検認		○	
----------------	--	---	--

その2(舞阪総合事務所・雄踏総合事務所・細江総合事務所・引佐総合事務所・三ヶ日総合事務所・春野総合事務所・佐久間総合事務所・水窪総合事務所・龍山総合事務所)

1 共通専決事項

(1) 一般に関する事項

事項	専決者				
	助役	部長	総合事務所長	課長等	課長補佐等
方針の確立している市行政の事務及び事業の計画及び実施	特に重要なもの		重要なもの	軽易又は定例なもの	
要綱及び要領等の制定及び改廃	重要なもの		一般的なもの		
告示及び公告	特に重要なもの		重要なもの	定例なもの	
国又は県に対する陳情、要望等	重要なもの		一般的なもの		
上申及び副申	重要なもの		一般的なもの	軽易又は定例なもの	
協定、覚書等の締結	重要なもの		一般的なもの		
許可、認可、承認、取消し等の行政処分その他法令の規定による権限の行使	重要なもの		一般的なもの	軽易又は定例なもの	
法令の規定による指導、勧告、助言等の行政指導	特に重要なもの		重要なもの	軽易又は定例なもの	
申請、届出、通知、報告及び依頼等	特に重要なもの		重要なもの	軽易又は定例なもの	
請願、届出、報告、陳情、要望等の処理			重要なもの	一般的なもの	
証明			公簿等によらないもの	公簿等によるもの	
照会及び回答				重要なもの	一般的なもの
附属機関等に対する諮問事項等の決定	重要なもの		一般的なもの		
公簿の閲覧の決定				○	
公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定				○	
講演会、講習会その他の集会及び行事の開催			重要なもの	軽易又は定例なもの	
行事に対する共催、後援等の名義の使用の承認			○	定例なもの	
職員以外の者への感謝状及び賞状の授与の決定			○		
公の施設の利用許可				○	
公の施設の休館日及び開館時間の変更			○		
刊行物の発行			重要なもの	軽易又は定例なもの	

(2) 人事に関する事項

事項	専決者					
	助役	部長	総合事務所長	課長等	課長補佐等	グループ長
他の団体の役員等は無報酬で就任することの同意(営利企業等の従事許可に係るものを除く。)		総合事務所の所長、参与及び参事	その他の職員			

勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更				課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	
時間外勤務及び休日勤務の命令				副主幹及び副技監	その他の職員	
週休日の指定及び振替並びに休日の変更			総合事務所の所長、副所長、課長等、参与、地域防災監、参事、副参事、主幹及び技監	課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	
休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)			総合事務所の所長、副所長、課長等、参与、地域防災監、参事、副参事、主幹及び技監	課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	
職員の内国旅行命令		総合事務所の所長、参与及び参事	総合事務所の副所長、課長等、参与、地域防災監、副参事、主幹及び技監	課長補佐等、副主幹及び副技監	その他の職員	その他の職員の市内及び近接地内の旅行
職員(課長級以上のものを除く。)の外国旅行命令			○			
職員以外への内国旅行依頼				○		
職員の所属内業務応援			○			
職務執行に伴う証明書の発行				○		
特定業務の非常勤職員の任免			○			
臨時職員の任免				○		

(3) 財務に関する事項

区分	事項		専決者			
			助役	部長	総合事務所長	課長等
歳入に関すること	歳入金の調定					○
	納入の通知及び納付書の発行					○
	納期限延長、徴収猶予及び繰上徴収					○
	督促及び催告					○
	歳入金(延滞金を含む。)の減免			基準の定めがないもの		基準の定めがあるもの
	滞納処分				○	
	欠損処分及び欠損処理			○		
歳出に関すること	報酬					○
	共済費					○
	災害補償費					○
	賃金					○
	報償費		1,000万円以上 2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
	旅費					○
	交際費		500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満
	需用費	光熱水費				○
		食糧費(賄材料費を除く。)				○

	修繕料		500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満
	その他		1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
役務費	電信料及び郵便料					○
	その他		1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
委託料	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	執行の決定	4,000万円以上6,000万円未満	3,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	1,000万円未満
		契約				○
	その他	執行の決定	2,500万円以上4,000万円未満	2,000万円以上2,500万円未満	500万円以上2,000万円未満	500万円未満
		契約				○
使用料及び賃借料	下水道使用料					○
	土地及び建物		2,500万円以上	2,000万円以上2,500万円未満	500万円以上2,000万円未満	500万円未満
	その他	競争性のあるもの	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
		契約				○
	競争性のないもの		500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満
工事請負費	執行の決定		1億3,000万円以上1億8,000万円未満	1億円以上1億3,000万円未満	2,000万円以上1億円未満	2,000万円未満
	契約					○
原材料費			1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
公有財産購入費	土地		3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満
	その他		1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
備品購入費			1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
負担金、補助及び交付金		法令に定めのあるもの				○
		市の定めた基準によるもの		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満
		その他	3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満
扶助費						○
貸付金			2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
補償、補填及び賠償金		補償金	3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満
		その他	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満
償還金、利子及び割引料		公債費及び一時借入金利子の償還				○
		その他	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満
投資及び出資金			2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
積立金			3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満

	寄附金	50万円以上100万円未満	30万円以上50万円未満	20万円以上30万円未満	20万円未満
	公課費				○
	繰出金		5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満
その他	契約方法、入札参加者等の決定		設計額等を該当する事項に適用		
	予定価格の決定		2,000万円以上		2,000万円未満
	予定価格を超過の場合の再入札及び随意契約締結				○
	契約保証金の免除		基準の定めがないもの		基準の定めがあるもの
	変更契約		変更後の契約額を該当する事項に適用(減額の場合は当該変更前の決裁者)		
	単価契約	執行の決定	予定額を該当する事項に適用		
		契約			○
	過誤納金の還付及び過誤払金の戻入				○
	支出命令				○
	振替通知				○
	資金前渡、概算払及び前金払				○
	歳入歳出外現金の受入れ及び払出し				○
	国又は県の補助金・交付金・負担金等	交付申請(変更を含む。)及び実績報告	措置費等義務的なもの		○
		その他	重要なもの		軽易又は定例なもの
		請求			○
	負担条件を伴わない寄附の受入れ		300万円以上500万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満
	公有財産の売却、譲与及び交換	土地	3,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満
		その他	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	300万円以上500万円未満
	公有財産の貸付		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	500万円以上1,000万円未満

2 個別専決事項
総務課等に係る事項

区分	事項		専決者			
			助役	部長	総合事務所長	課長等
総務課	職務専念の義務の免除の承認及び当該承認に係る給与の減額有無の決定					○
	宿日直勤務の命令					○
	育児休業の承認					○
	庁舎内外の秩序の維持					○
総務課(舞阪、雄踏、細江、引佐、三ヶ日、龍山) 税務課(春野、佐久間、水窪)	契約方法、入札参加者等の決定	物品の購入		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満
		物品の修繕		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
		工事		1億円以上	5,000万円以上1億円未満	5,000万円未満
		工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理		3,000万円以上	2,000万円以上3,000万円未満	2,000万円未満
	工事に係る予定価格の決定			1億円以上		1億円未満

	工事関連委託業務に係る予定価格の決定		3,000万円以上		3,000万円未満
	工事に係る前金払及び部分払の決定				○
	工事の完成検査報告		1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満
総務課(龍山) 税務課(舞阪、 雄踏、細江、 引佐、三ヶ 日、春野、佐 久間、水窪、)	徴収金の徴収嘱託及び受託				○
	徴収金の交付要求及び配当				○
	滞納処分			重要なもの	一般的なもの
	滞納処分の執行停止			200万円以上	200万円未満
市民課(舞阪、 雄踏、細江、 引佐、三ヶ 日、春野、佐 久間、水窪) 健康福祉課(龍 山)	保険事業の実施				○
	国民健康保険一部負担金の減免				○
	徴収金の徴収嘱託及び受託				○
	徴収金の交付要求及び配当				○
	滞納処分			重要なもの	一般的なもの
	滞納処分の執行停止			200万円以上	200万円未満
健康福祉課	災害り災世帯に対する見舞金支給				○
	介護保険一部負担金の減免				○
	徴収金の徴収嘱託及び受託				○
	徴収金の交付要求及び配当				○
	滞納処分			重要なもの	一般的なもの
	滞納処分の執行停止			200万円以上	200万円未満
	法外援護				○
	行旅病人及び行旅死亡人の処理				○
	特別保育事業の施行の決定				○
建設課(舞阪、 雄踏、細江、 引佐、三ヶ日)	土地区画整理事業施行地区内における 建築行為等の許可				○
建設課(舞阪、 雄踏、細江、 引佐、三ヶ 日、春野、佐 久間、水窪) 建設経済課(龍 山)	工事施行による交通規制の協議				○
	道路及び河川と民地との境界確定				○

○浜松市専決規程

昭和41年11月10日
浜松市訓令甲第16号

別表(第10条から第13条まで関係)

(平19訓令甲5・全改、平19訓令甲29・平19訓令甲31・平20訓令甲1・平20訓令甲10・平20訓令甲15・平21訓令甲1・平21訓令甲18・平22訓令甲2・平22訓令甲7・平22訓令甲13・平23訓令甲1・平23訓令甲12・平24訓令甲1・平24訓令甲9・平24訓令甲10・平25訓令甲1・平25訓令甲7・平26訓令甲1・平26訓令甲6・平27訓令甲2・平27訓令甲12・平28訓令甲1・平29訓令甲1・平30訓令甲1・平31訓令甲1・令元訓令甲3・令2訓令甲1・令3訓令甲1・令4訓令甲2・令5訓令甲1・令5訓令甲8・令6訓令甲1・令6訓令甲4・一部改正)

1 共通専決事項

(1) 一般に関する事項

事項	専決者				
	副市長	政策補佐官及び部長等	政策調査官及び課長等	課長補佐等	所長等
方針の確立している市行政の事務及び事業の計画及び実施	特に重要なもの	重要なもの	軽易又は定例なもの		
訓令乙及び通達の制定及び改廃	特に重要なもの	重要なもの	定例なもの		
要綱及び要領等の制定及び改廃	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの		
告示及び公告	特に重要なもの	重要なもの	定例なもの		
国又は県に対する陳情、要望等	重要なもの	一般的なもの			
上申及び副申	重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの		
協定、覚書等の締結	重要なもの	一般的なもの			
許可、認可、承認、取消し、裁決等の行政処分その他法令の規定による権限の行使	特に重要なもの	重要なもの	軽易又は定例なもの		
指導、勧告、助言等の行政指導	特に重要なもの	重要なもの	軽易又は定例なもの		
申請、届出、通知、報告及び依頼等	特に重要なもの	重要なもの	軽易又は定例なもの		
請願、届出、報告、陳情、要望等の処理		重要なもの	一般的なもの		
証明		公簿等によらないもの	公簿等によるもの		
照会及び回答			重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの
附属機関等に対する諮問事項等の決定	特に重要なもの	その他のもの			
公簿の閲覧の決定			○		
公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定			○		
講演会、講習会その他の集会及び行事の開催		重要なもの	一般的なもの		
行事に対する共催、後援等の名義の使用の承認		○	定例なもの		
表彰の決定及び推薦	重要なもの	一般的なもの			
職員以外の者への感謝状及び賞状の授与の決定		重要なもの	一般的なもの		
公の施設の利用許可			○		
公の施設の休館日及び開館時間の変更		○			
刊行物の発行		重要なもの	一般的なもの		

(2) 人事に関する事項

事項	専決者			
	副市長	政策補佐官、部長等及び会計管理者	課長等	グループ長及び所長等
他の団体の役員等は無報酬で就任することの同意(営利企業への従事等の許可に係るものを除く。)	技術統括監、政策補佐官、部長等、会計管理者、消防長及び参与	その他の職員		
勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更			○	
時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定			○	
週休日の指定及び振替並びに休日の変更	技術統括監、政策補佐官、部長等、会計管理者、消防長及び参与	危機管理監代理、次長、福祉事業所長、政策調査官、課長等、副校長、参事及び副参事	その他の職員	
休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	技術統括監、政策補佐官、部長等、会計管理者、消防長及び参与	危機管理監代理、次長、福祉事業所長、政策調査官、課長等、副校長、参事及び副参事	その他の職員	
職員の内国旅行命令及び復命	技術統括監、政策補佐官、部長等、会計管理者、消防長及び参与	危機管理監代理、次長、福祉事業所長、政策調査官、課長等、副校長、参事及び副参事	課長補佐等(副校長を除く。)、所長等、専門監、主幹、技監、副主幹、副技監、教務主任及びその他の職員、附属機関の構成員並びに専門委員	その他の職員の市内及び近接地内の旅行
職員の外国旅行命令及び復命	技術統括監、政策補佐官、部長等、会計管理者、消防長、参与、附属機関の構成員及び専門委員	その他の職員		
職員以外への内国旅行依頼			○	
職員の業務応援		○		
職務執行に伴う証明書の発行			○	
附属機関の構成員及び専門委員の任免	○			
特定業務の非常勤職員の任免		○		
特定業務の会計年度任用職員(月額職員に限る。)の任免		○		
特定業務の会計年度任用職員(月額職員を除く。)の任免			○	
労災保険及び雇用保険への加入			○	

(3) 財務に関する事項

区分	事項	専決者				
		副市長	技術統括監	政策補佐官及び部長等	政策調査官及び課長等	課長補佐等
歳入に関する こと	歳入金の調定				○	
	納入の通知及び納付書の発行				○	
	特例による納期限の設定				○	
	納期限延長、徴収猶予、換価の猶予及び繰上徴収				○	

歳出に 関する こと	督促及び催告					○	
	歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免				100万円以上又は基準の定めがないもの	その他のもの	
	延滞金及び遅延損害金の減免				10万円以上又は基準の定めがないもの	その他のもの	
	滞納処分				重要なもの	一般的なもの	
	欠損処分及び欠損処理				○		
	執行の 決定	報酬				○	
		共済費				○	
		災害補償費				○	
		報償費		2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	10万円以上500万円未満 10万円未満
		旅費				○	
		交際費		1,000万円以上	800万円以上1,000万円未満	300万円以上800万円未満	300万円未満
		需用費	光熱水費				○
			食糧費(賄材料費を除く。)			○	
			修繕料	1,000万円以上	800万円以上1,000万円未満	300万円以上800万円未満	10万円以上300万円未満 10万円未満
			その他	2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	10万円以上500万円未満 10万円未満
		役務費	電信料及び郵便料(郵便切手及び郵便葉書の購入を除く。)				○
			郵便料(郵便切手及び郵便葉書の購入に限る。)	2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	500万円未満
			その他	2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	10万円以上500万円未満 10万円未満
		委託料	工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理	6,000万円以上	5,000万円以上6,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満
			その他	3,500万円以上	3,000万円以上3,500万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	1,000万円未満
		使用料及び賃借料	下水道使用料				○
			土地及び建物	4,000万円以上	3,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	10万円以上1,000万円未満 10万円未満
			その他	競争性のあるもの	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,500万円未満 1,000万円未満

			競争性のないもの	1,000万円以上	800万円以上1,000万円未満	300万円以上800万円未満	10万円以上300万円未満	10万円未満
			工事請負費	1億8,000万円以上2億5,000万円未満	1億5,000万円以上1億8,000万円未満	5,000万円以上1億5,000万円未満	5,000万円未満	
			原材料費	2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	10万円以上500万円未満	10万円未満
			公有財産購入費					
			土地	9,000万円以上1億円未満	8,000万円以上9,000万円未満	4,000万円以上8,000万円未満	4,000万円未満	
			その他	2,000万円以上4,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	500万円未満	
			備品購入費	2,000万円以上4,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	10万円以上500万円未満	10万円未満
			負担金、補助及び交付金				○	
			法令に定めのあるもの					
			市の定めた基準によるもの			2,000万円以上	2,000万円未満	
			その他	5,000万円以上	4,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上4,000万円未満	10万円以上2,000万円未満	10万円未満
			扶助費				10万円以上	10万円未満
			貸付金	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,500万円未満	1,000万円未満	
			補償、補填及び賠償金					
			補償金	5,000万円以上	4,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上4,000万円未満	2,000万円未満	
			その他	1,000万円以上	800万円以上1,000万円未満	300万円以上800万円未満	300万円未満	
			償還金、利子及び割引料				○	
			公債費及び一時借入金利子の償還					
			その他	2,000万円以上	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	500万円未満	
			投資及び出資金	3,000万円以上	2,500万円以上3,000万円未満	1,000万円以上2,500万円未満	1,000万円未満	
			積立金	5,000万円以上	4,000万円以上5,000万円未満	2,000万円以上4,000万円未満	2,000万円未満	
			寄附金	100万円以上	80万円以上100万円未満	30万円以上80万円未満	30万円未満	
			公課費				10万円以上	10万円未満
			繰出金			5,000万円以上	5,000万円未満	
			契約及び支出負担行為	執行の決定を兼ねるもの	支出負担行為額を執行の決定の項の該当する事項に適用			
			その他	執行の決定の項において専決者が課長補佐等であるもの				○

		その他				○	
その他	契約方法等の決定		設計額等を歳出に関することの項執行の決定の項の該当する事項に適用				
	入札参加者等の決定	一般競争入札				○	
		その他	設計額等を歳出に関することの項執行の決定の項の該当する事項に適用				
	予定価格の決定				2,000万円以上	2,000万円未満	
	予定価格を超過の場合の再入札及び随意契約締結					○	
	契約保証金の免除				基準の定めがないもの	基準の定めがあるもの	
	変更契約		変更後の契約額を歳出に関することの項の該当する事項に適用(減額の場合は当該変更前の決裁者)				
	単価契約		予定額を歳出に関することの項の該当する事項に適用				
	過誤納金の還付及び過誤払金の戻入					○	
	支出命令	歳出に関することの項執行の決定の項において専決者が課長補佐等であるもの					○
		その他				○	
	収入金更正					○	
	支出更正					10万円以上	10万円未満
	公金振替					○	
	資金前渡、概算払及び前金払					○	
	歳入歳出外現金の受入れ					○	
	歳入歳出外現金の払出し					10万円以上	10万円未満
	国又は県の補助金、交付金、負担金等	交付申請(変更を含む。)及び実績報告	措置費等義務的なもの			○	
			その他		重要なもの	軽易又は定例なもの	
		請求				○	
	負担条件を伴わない寄附の受入れ		500万円以上	400万円以上500万円未満	200万円以上400万円未満	200万円未満	
	不動産の無償借受け				新規のもの	その他のもの	
	動産の無償借受け					○	
	公有財産の売却、譲与及び交換	土地	9,000万円以上1億円未満	8,000万円以上9,000万円未満	4,000万円以上8,000万円未満	4,000万円未満	
		その他	2,000万円以上4,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	500万円未満	
	公有財産の貸付		4,000万円以上	3,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	1,000万円未満	
	物品の売却、譲与及び交換		2,000万円以上4,000万円未満	1,500万円以上2,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	500万円未満	
	物品の貸付		4,000万円以上	3,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上3,000万円未満	1,000万円未満	
	基金の処分		○				

	検収又は検査	物品	食糧費及び郵便料(郵便切手及び郵便葉書の購入に限る。)				○	
			その他				10万円以上	10万円未満
		工事及び業務委託					○	
		その他	歳出に関するものの項執行の決定の項において専決者が課長補佐等であるもの					○
			その他				○	

2 個別専決事項

(1) 企画調整部等に係る事項

区分		事項	専決者			
			副市長	部長等	課長等	課長補佐等
企画調整部	広聴広報課	広聴及び広報の事業計画		○		
総務部	人事課	職務専念の義務の免除の承認及び当該承認に係る給与の減額有無の決定			○	
		営利企業への従事等の許可	重要なもの	その他のもの		
		職員団体の役員としてその業務に専ら従事するための許可		○		
		育児休業、介護休暇等の承認			○	
		職員の研修			○	
		特定業務以外の会計年度任用職員(月額職員に限る。)の任免		○		
		特定業務以外の会計年度任用職員(月額職員を除く。)の任免			○	
		臨時的任用職員の任免		○		
		定例の給与の支給			○	
		退職手当等の支給			○	
		職員の昇給		○		
		職員に係る児童手当の支給			○	
		旅費の支給調整			○	
	職員厚生課	退隠料等の裁定			○	
	文書行政課	統計調査員の推薦				○
財務部	財政課	地方交付税の算定に用いる資料の提出		重要なもの	その他のもの	
		起債の協議及び資金の借入		○		
	アセットマネジメント推進課	庁舎内外の秩序の維持			○	
	調達課	契約方法、入札参加者等の決定及び契約締結	物品の購入	2,000万円以上	2,000万円未満	
			物品の修繕	1,000万円以上	1,000万円未満	

		業務委託及び貸貸借(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)の規定が適用されるもののうち競争入札に付するものに限る。)		○		
		工事		1億円以上	1億円未満	
		工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理		3,000万円以上	3,000万円未満	
		業務委託及び貸貸借に係る予定価格の決定(特例政令の規定が適用されるもののうち競争入札に付するものに限る。)		○		
		工事に係る予定価格の決定		1億円以上	1億円未満	
		工事関連委託業務に係る予定価格の決定		3,000万円以上	3,000万円未満	
		工事及び工事関連委託業務に係る前金払及び部分払の決定			○	
		物品の異動に関する承認等		200万円以上	200万円未満	
	技術監理課	工事の完成検査報告		1億円以上	1億円未満	
		工事に係る設計、測量及び地質調査の完了検査報告		3,000万円以上	3,000万円未満	
	税務総務課	税務行政の企画及び調査		○		
		県民税の送納			○	
	市民税課及び資産税課	市税(延滞金を除く。)の減免		基準の定めがないもの	基準の定めがあるもの	
	収納対策課	徴収金の徴収嘱託及び受託			○	
		徴収金の交付要求及び配当			○	
		滞納処分の執行停止		200万円以上	200万円未満	
		延滞金及び遅延損害金の減免		基準の定めがないもの	基準の定めがあるもの	
健康福祉部	福祉総務課	民生委員の指導監督			○	
	介護保険課	介護給付費審査支払手数料等の支出			○	
	国保年金課	国民健康保険における保健事業の実施			○	
		診療報酬明細書審査支払手数料等の支出			○	
		後期高齢者健診事業の実施			○	
		後期高齢者療養給付支援事業の実施			○	
		後期高齢者医療広域連合納付金の支出			○	
	病院管理課	病院事業に係る固定資産減価償却費の計上			○	

	病院事業に係る固定資産除却費(除却損に限る。)の計上			○	
	病院事業に係るたな卸資産減耗費の計上			○	
	病院事業に係る長期前払消費税償却の計上			○	
	病院事業に係る雑支出の支出			○	
	病院事業に係る過年度損益修正損(過年度収入に係るものを除く。)の計上		300万円以上	300万円未満	
	病院事業に係る預り金の受入れ			○	
	病院事業に係る預り金の払出し			○	
	病院事業に係る証券支払の拒絶			○	
	病院事業に係る利札の還付			○	
	病院事業に係るたな卸資産の払出し			○	
	病院事業に係る直購入の決定		○		
	病院事業に係る特例による減価償却の年数の決定			○	
	病院事業に係る建設仮勘定の精算及び振替			○	
	病院事業に係る現金支出を伴わない予算超過支出		○		
	病院事業に係る流用及び予備費の使用		○		
	病院事業に係る月次試算表及び資金予算表の作成			○	
中央、浜名及び天竜健康づくりセンター	公の施設の利用許可			その他のもの	所長が指定するもの
	勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更			所長が指定する職員	その他の職員
	時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定			専門監及び副所長並びに所長が指定する職員	その他の職員
	週休日の指定及び振替並びに休日の変更			専門監及び副所長並びに所長が指定する職員	その他の職員
	休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)			専門監及び副所長並びに所長が指定する職員	その他の職員
	ケース対応に係る方針の決定				軽易又は定例なもの
	母子及び成人事業の申請の受付及び交付			その他のもの	所長が指定するもの
	予防接種証明書発行手数料の徴収			その他のもの	所長が指定するもの
	会計年度任用職員に係る報酬の支出			その他のもの	所長が指定するもの
	妊産婦乳幼児健康診査事業等の委託に係る検査検収			その他のもの	所長が指定するもの

		予防接種に係る委託料の支出			その他のもの	所長が指定するもの
産業部	中央卸売市場	開場日時の変更			○	
	食肉地方卸売市場	開場日時の変更			○	
土木部	中央、浜名及び天竜土木整備事務所	道路の占用許可及び工事承認、河川等の占用許可その他法令の規定による権限の行使				軽易又は定例なもの
		道路及び河川の整備工事に係る執行の決定、支出負担行為及び支出命令				130万円以下
		道路及び河川の整備工事の検査				130万円以下

(2) 特別滞納対策室長等に係る事項

事項	専決者																		
	特別滞納対策室長	くらしのセンター所長	地区図書館長	人権啓発センター所長	夜間救急室長	食肉衛生検査所長	口腔保健医療センター所長	青少年育成センター所長	一時保護所長	幼稚園長	保育園長	北部収集窓口センター所長	南部清掃センター所長	浜北清掃センター所長	計量検査所長	公営競技室長	天竜森林事務所長	北部住宅管理事務所長	三遠南信自動車道整備事務所長
と畜場法等の規定による権限の行使、行政指導及び届出等の処理(軽易又は定例なものに限る。)						○													
静岡県青少年のための良好な環境整備に関する条例の規定による行政指導、届出、報告等(軽易又は定例なものに限る。)								○											
と畜検査及び食鳥検査に係る報告等及び証明書等の発行						○													
青少年支援体験活動事業の実施、報告等(一般的なものに限る。)								○											
労働安全衛生法等に係る届出、報告等																○			
講演会、講習会その他の集会及び行事の開催(一般的なものに限る。)				○				○			○								
刊行物の発行(一般的なものに限る。)								○											
職員(所長等を除く。)の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員(所長等を除く。)の時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○

職員(所長等を除く。)の週休日の指定及び振替並びに休日の変更		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
職員(所長等を除く。)の休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)		○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
定めのある歳入金の徴収				○		○	○					○	○	○	○	○	○			
納期限延長、徴収猶予及び繰上徴収																○				
督促及び催告																○	○			
基準の定めのある歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免																10万円未満				
基準の定めのある延滞金及び遅延損害金の減免																10万円未満				
歳出に 関する こと	報酬				○											○				
	報償費			30万円以下	100万円未満				10万円未満									10万円未満		
	旅費			30万円以下	○		○		○							○	○			
	需用費	光熱水費			30万円以下	○	○	○			○		○	○	○		○	○		
		燃料費			30万円以下	○	○	○		○	○	○	○	10万円未満	10万円未満	10万円未満		○	○	
		食糧費(賄材料費を除く。)			30万円以下	○		○			○		○				○			
		物品の購入			30万円以下	200万円未満	10万円未満	30万円以下		10万円以下	10万円以下	10万円以下	10万円以下	10万円未満	10万円未満	10万円未満		200万円未満	10万円未満	
		修繕費			30万円以下	200万円未満	10万円未満	30万円以下		30万円以下	30万円以下	30万円以下	30万円以下	10万円未満	10万円未満	10万円未満		200万円未満	30万円以下	

	その他			30万円以下	200万円未満								10万円未満	10万円未満	10万円未満		200万円未満	30万円以下		
役務費	電信料及び郵便料(郵便切手及び郵便葉書の購入を除く。)			30万円以下	○	○	○		○				○	○	○		○	○		
	郵便料(郵便切手及び郵便葉書の購入に限る。)			30万円以下																
	クリーニング代及び手数料			30万円以下	○	○	○		○	○	○		10万円未満	10万円未満	10万円未満		○	○		
	その他(郵便切手及び郵便葉書の購入を除く。)			30万円以下	100万円未満	10万円未満	100万円未満		30万円以下				10万円未満	10万円未満	10万円未満		100万円未満	10万円未満		
委託料				30万円以下	500万円未満		500万円未満										500万円未満	500万円未満		500万円未満
使用料及び賃借料	下水道使用料			30万円以下		○	○						○	○	○		○			
	タクシー使用料			30万円以下	○	○	○			○										
	行事入場料及び保護時駐車場使用料								○								○			
	コピー機使用料			30万円以下	10万円未満	10万円未満	10万円未満		10万円未満	10万円未満			10万円未満	10万円未満	10万円未満		10万円未満	10万円未満		
	その他			30万円以下	10万円未満		300万円未満		10万円未満				10万円未満	10万円未満	10万円未満		300万円未満	10万円未満		
工事請負費				130万円以下					130万円以下	130万円以下	130万円以下	130万円以下	130万円以下	130万円以下	130万円以下		500万円未満	500万円未満		500万円未満

原材料費												10万円未満	10万円未満	10万円未満		130万円未満	130万円未満		
備品購入費				130万円未満		130万円未満										130万円未満	130万円未満		
負担金			30万円以下	30万円未満		10万円未満		10万円未満								10万円未満	30万円以下		
公課費			30万円以下									10万円未満	10万円未満	10万円未満		○			
予定価格の決定				500万円未満		500万円未満										500万円未満	500万円未満		
支出命令(歳出に関するこの項において含まれるものを除く。)				○		○										○	○		
資金前渡、概算払及び前金払			○	○		○										○	○		
小型自動車競走事業における繰替払の確認及び開催に係る費用の支出																○			

備考

- 1 歳出に関するこの項及び小型自動車競走事業における繰替払の確認及び開催に係る費用の支出の項には、支出命令及び検収又は検査を含む。
- 2 支出命令(歳出に関するこの項において含まれるものを除く。)の項には、検収又は検査を含む。
- 3 会計管理者事務その他会計事務に係る事項

事項	専決者		
	会計課長	会計課長補佐	審査グループ長
送付された現金及び金券の受入	○		
収入金更正の確認	○		
支出更正の確認			○
公金振替(繰替払に係るものを除く。)の確認	○		
調定通知の確認	○		
給与その他の給付の支出(小切手の振出しを除く。)	定例なもの		
給与その他の給付から引去りをした税及び社会保険料の払出(小切手の振出しを除く。)	定例なもの		
年次計画に基づく公債費に係る支出(小切手の振出しを除く。)	○		
光熱水費、電信料、郵便料及び下水道使用料の支出(小切手の振出しを除く。)			○

その他の支出(小切手の振出しを除く。)	2,000万円以上5,000万円未満	30万円以上2,000万円未満	30万円未満
戻出(小切手の振出しを除く。)	2,000万円以上	30万円以上2,000万円未満	30万円未満
概算旅費精算書、繰替払報告書及び収納報告書の確認	○		
資金前渡精算書の審査	○		
戻入	○		
口座振替依頼及び小口現金の支払	○		
収入及び支出に係る日計表(出納日計表を除く。)の作成	○		
区会計管理者、出納員又は区出納員による払込み遅延の承認	○		
つり銭資金の交付及び返還の受入れ	○		

4 福祉事業所事務に係る事項

事項	専決者		
	福祉事業所長	課長	課長補佐
方針の確立している市行政の事務及び事業の計画及び実施		軽易又は定例なもの	軽易又は定例なもののうち、課長が指定するもの
上申及び副申		軽易又は定例なもの	軽易又は定例なもののうち、課長が指定するもの
許可、認可、承認、取消し、裁決等の行政処分その他法令の規定による権限の行使		軽易又は定例なもの	軽易又は定例なもののうち、課長が指定するもの
指導、勧告、助言等の行政指導		軽易又は定例なもの	軽易又は定例なもののうち、課長が指定するもの
申請、届出、通知、報告及び依頼等	重要なもの	軽易又は定例なもの	軽易又は定例なもののうち、課長が指定するもの
請願、届出、報告、陳情、要望等の処理		一般的なもの	一般的なもののうち、課長が指定するもの
証明	公簿等によらないもの		公簿等によるもの
公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定		その他のもの	課長が指定するもの
講演会、講習会その他の集会及び行事の開催	重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの
行事に対する共催、後援等の名義の使用の承認		定例なもの	定例なもののうち、課長が指定するもの
表彰の決定及び推薦	一般的なもの		
職員以外の者への感謝状及び賞状の授与の決定		一般的なもの	
公の施設の利用許可		その他のもの	課長が指定するもの
公の施設の休館日及び開館時間の変更	○		
職員の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更		課長が指定する職員	その他の職員
時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定		課長が指定する職員	その他の職員
週休日の指定及び振替並びに休日の変更	課長及び副参事	専門監及び課長補佐並びに課長が指定する職員	その他の職員

休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	課長及び副参事	専門監及び課長補佐並びに課長が指定する職員	その他の職員
職員の内国旅行命令及び復命	課長及び副参事	課長補佐等、専門監、主幹、技監、副主幹、副技監及びその他の職員	その他の職員の市内及び近接地内の旅行
欠損処分及び欠損処理	○		
ケース対応に係る方針の決定		一般的なもの	軽易又は定例なもの
行旅病人及び行旅死亡人の処理		その他のもの	課長が指定するもの
法外援護		その他のもの	課長が指定するもの
災害り災世帯に対する見舞金支給		○	

○浜松市区役所専決規程

平成19年3月7日
浜松市訓令甲第6号

別表(第5条・第6条関係)

(平20訓令甲2・平20訓令甲11・平21訓令甲2・平21訓令甲15・平22訓令甲3・平23訓令甲2・平23訓令甲11・平24訓令甲2・平24訓令甲10・平25訓令甲2・平25訓令甲8・平26訓令甲2・平27訓令甲3・平28訓令甲2・平29訓令甲2・平31訓令甲2・令2訓令甲2・令5訓令甲8・一部改正)

1 共通専決事項

(1) 一般に関する事項

事項	専決者				
	副市長	区長	副区長	課長等	課長補佐等
方針の確立している区政の事務及び事業の計画及び実施	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの	
訓令乙及び通達の制定及び改廃	特に重要なもの	重要なもの		定例なもの	
要綱及び要領等の制定及び改廃	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの		
告示及び公告	特に重要なもの	重要なもの		定例なもの	
国又は県に対する陳情、要望等	重要なもの	一般的なもの			
上申及び副申	重要なもの		一般的なもの	軽易又は定例なもの	
協定、覚書等の締結	重要なもの	一般的なもの			
許可、認可、承認、取消し、裁決等の行政処分その他法令の規定による権限の行使	特に重要なもの	重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの	
指導、勧告、助言等の行政指導	特に重要なもの		重要なもの	軽易又は定例なもの	
申請、届出、通知、報告及び依頼等	特に重要なもの		重要なもの	軽易又は定例なもの	
請願、届出、報告、陳情、要望等の処理		重要なもの		一般的なもの	
証明			公簿等によらないもの	公簿等によるもの	
照会及び回答				重要なもの	一般的なもの
区協議会等に対する諮問事項等の決定		○			
公簿の閲覧の決定				○	
公文書の公開又は個人情報の開示の可否の決定				○	
講演会、講習会その他の集会及び行事の開催		重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの	
行事に対する共催、後援等の名義の使用の承認		○		定例なもの	
職員以外の者への感謝状及び賞状の授与の決定		重要なもの	一般的なもの		
公の施設の利用許可				○	
公の施設の休館日及び開館時間の変更		○			
刊行物の発行		重要なもの	一般的なもの	軽易又は定例なもの	

(2) 人事に関する事項

事項	専決者				
	副市長	区長	副区長	課長等	グループ長及び第2種所長

他の団体の役員等は無報酬で就任することの同意(営利企業への従事等の許可に係るものを除く。)	区長、区危機管理監及び参与	副区長及び参事	その他の職員		
勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更				○	
時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定				○	
週休日の指定及び振替並びに休日の変更	区長及び区危機管理監	副区長、参与及び参事	課長等、地域危機管理監、区会計管理者、副参事及び専門監	その他の職員	
休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	区長及び区危機管理監	副区長、参与及び参事	課長等、地域危機管理監、区会計管理者、副参事及び専門監	その他の職員	
職員の内国旅行命令及び復命	区長及び区危機管理監	副区長、参与及び参事	課長等、地域危機管理監、区会計管理者、副参事、専門監、附属機関の構成員及び専門委員	課長補佐等、第2種所長、主幹、技監、副主幹、副技監及びその他の職員	その他の職員の市内及び近接地内の旅行
職員の外国旅行命令及び復命	区長、区危機管理監、参与、附属機関の構成員及び専門委員	その他の職員			
職員以外への内国旅行依頼				○	
職員の業務応援		区役所内におけるもの			
職務執行に伴う証明書の発行				○	
区協議会の委員の任免	○				
特定業務の非常勤職員の任免		○			
特定業務の会計年度任用職員(月額職員に限る。)の任免		○			
特定業務の会計年度任用職員(月額職員を除く。)の任免				○	

(3) 財務に関する事項

区分	事項	専決者				
		副市長	区長	副区長	課長等	課長補佐等
歳入に関する こと	歳入金の調定				○	
	納入の通知及び納付書の発行				○	
	特例による納期限の設定				○	
	納期限延長、徴収猶予、換価の猶予及び繰上徴収				○	
	督促及び催告				○	
	歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免				基準の定めがあるもの(100万円未満のものに限る。)	
	延滞金及び遅延損害金の減免				基準の定めがあるもの(10万円未満のものに限る。)	
	滞納処分		重要なもの		一般的なもの	

歳出に 関する こと	欠損処分及び欠損処理				○					
	執行の 決定	報酬						○		
		共済費						○		
		災害補償費						○		
		報償費			1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未 満	300万円以上5 00万円未満	10万円以上30 0万円未満	10万円未満	
		旅費						○		
		需用 費	光熱水費							○
			食糧費(賄材料費 を除く。)						○	
			修繕料			800万円以上	300万円以上8 00万円未満	200万円以上3 00万円未満	10万円以上20 0万円未満	10万円未満
			その他			1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未 満	300万円以上5 00万円未満	10万円以上30 0万円未満	10万円未満
		役務 費	電信料及び郵便料 (郵便切手及び郵 便葉書の購入を除 く。)							○
			郵便料(郵便切手 及び郵便葉書の購 入に限る。)			1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未 満	300万円以上5 00万円未満	300万円未満	
			その他			1,500万円以上	500万円以上 1,500万円未 満	300万円以上5 00万円未満	10万円以上30 0万円未満	10万円未満
		委託 料	工事に係る設計、 測量及び地質調査 並びに工事監理			5,000万円以上	2,000万円以上5,000万円未 満	1,000万円以上2,000万円未 満	1,000万円未 満	
			その他			3,000万円以上	1,000万円以上3,000万円未 満	500万円以上1,000万円未 満	500万円未満	
		使用料及び賃借料	下水道使用料							○
			土地及び建物			3,000万円以上	1,000万円以上3,000万円未 満	500万円以上1,000万円未 満	10万円以上50 0万円未満	10万円未満
			その他	競争性 のある もの	2,500万円以上	1,000万円以上2,500万円未 満	500万円以上1,000万円未 満	500万円未満		
				競争性 のない もの	800万円以上	300万円以上8 00万円未満	200万円以上3 00万円未満	10万円以上20 0万円未満	10万円未満	
			工事請負費			1億5,000万円以上2億5,000万円未満	5,000万円以上1億5,000万円未満	2,000万円以上5,000万円未満	2,000万円未満	
			原材料費			1,500万円以上	500万円以上1,500万円未満	300万円以上500万円未満	10万円以上300万円未満	10万円未満
		公有財産購入費	土地			8,000万円以上1億円未満	4,000万円以上8,000万円未満	1,000万円以上4,000万円未満	1,000万円未満	
			その他			1,500万円以上4,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満	
		備品購入費			1,500万円以上4,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	300万円以上500万円未満	10万円以上300万円未満	10万円未満	
		負担金	法令に定めのあるもの						○	

	補助及び交付金	市の定めた基準によるもの		2,000万円以上	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	
		その他	4,000万円以上	2,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	10万円以上1,000万円未満	10万円未満
	扶助費					10万円以上	10万円未満
	貸付金		2,500万円以上	1,000万円以上2,500万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
	補償補填及び賠償金	補償金	4,000万円以上	2,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	
		その他	800万円以上	300万円以上800万円未満	200万円以上300万円未満	200万円未満	
	償還金、利子及び割引料	公債費及び一時借入金利子の償還				○	
		その他	1,500万円以上	500万円以上1,500万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満	
	積立金		4,000万円以上	2,000万円以上4,000万円未満	1,000万円以上2,000万円未満	1,000万円未満	
	寄附金		80万円以上	30万円以上80万円未満	20万円以上30万円未満	20万円未満	
	公課費					10万円以上	10万円未満
	契約及び支出負担行為	執行の決定を兼ねるもの	支出負担行為額を執行の決定の項の該当する事項に適用				
		その他	執行の決定の項において専決者が課長補佐等であるもの				○
		その他				○	
その他	契約方法等の決定		設計額等を歳出に關することの項執行の決定の項の該当する事項に適用				
	入札参加者等の決定	一般競争入札				○	
		その他	設計額等を歳出に關することの項執行の決定の項の該当する事項に適用				
	予定価格の決定			2,000万円以上		2,000万円未満	
	予定価格を超過の場合の再入札及び随意契約締結					○	
	契約保証金の免除			基準の定めがないもの		基準の定めがあるもの	
	変更契約		変更後の契約額を歳出に關することの項の該当する事項に適用(減額の場合は当該変更前の決裁者)				
	単価契約		予定額を歳出に關することの項の該当する事項に適用				
	過誤納金の還付及び過誤払金の戻入					○	

支出命令	歳出に関することの項執行の決定の項において専決者が課長補佐等であるもの					○
	その他				○	
収入金更正					○	
支出更正					10万円以上	10万円未満
公金振替					○	
資金前渡、概算払及び前金払					○	
歳入歳出外現金の受入れ					○	
歳入歳出外現金の払出し					10万円以上	10万円未満
国又は県の補助金、交付金、負担金等	交付申請(変更を含む。)及び実績報告(措置費等義務的なものに限る。)				○	
	請求				○	
負担条件を伴わない寄附の受入れ		400万円以上	200万円以上400万円未満	200万円未満		
不動産の無償借受け			新規のもの		その他のもの	
動産の無償借受け					○	
公有財産の売却、譲与及び交換	土地	8,000万円以上1億円未満	4,000万円以上8,000万円未満	1,000万円以上4,000万円未満	1,000万円未満	
	その他	1,500万円以上4,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満	
公有財産の貸付		3,000万円以上	1,000万円以上3,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
物品の売却、譲与及び交換		1,500万円以上4,000万円未満	500万円以上1,500万円未満	300万円以上500万円未満	300万円未満	
物品の貸付		3,000万円以上	1,000万円以上3,000万円未満	500万円以上1,000万円未満	500万円未満	
基金の処分		○				
検収又は検査	物品	食糧費及び郵便料(郵便切手及び郵便葉書の購入に限る。)			○	
		その他			10万円以上	10万円未満
	工事及び業務委託				○	
	その他	歳出に関することの項執行の決定の項において専決者が課長補佐等であるもの				○
	その他				○	

2 個別専決事項

(1) 区振興課等に係る事項

区分	事項	専決者			
		副市長	区長	副区長	課長等
区振興課及び行政センター	庁舎内外の秩序の維持				○
	財産区に関すること(財務に関する事項を除く。)(浜名区役所に限る。)		重要なもの	一般的なもの	簡易又は定例なもの

	契約方法、入札参加者等の決定及び契約締結	物品の購入		2,000万円以上	1,000万円以上 2,000万円未満	1,000万円未満
		物品の修繕		1,000万円以上	500万円以上1,000万円未満	500万円未満
		工事		1億円以上	5,000万円以上 1億円未満	5,000万円未満
		工事に係る設計、測量及び地質調査並びに工事監理		3,000万円以上	2,000万円以上 3,000万円未満	2,000万円未満
	工事に係る予定価格の決定			1億円以上		1億円未満
	工事関連委託業務に係る予定価格の決定			3,000万円以上		3,000万円未満
	工事及び工事関連委託業務に係る前金払及び部分払の決定					○
	物品の異動に関する承認等					200万円未満
支所	庁舎内外の秩序の維持					○
支所(春野、佐久間、水窪及び龍山支所に限る。)	法外援護					○

(2) 協働センターに係る事項

事項	専決者		
	区振興課に置かれる協働センターの所長	まちづくり推進課又は行政センターに置かれる協働センター(中部、雄踏及び細江協働センターを除く。)の所長	まちづくり推進課又は行政センターに置かれる中部、雄踏及び細江協働センターの所長
軽易又は定例の照会及び回答	○	○	○
定例の集会及び行事の開催	○	○	○
公の施設の利用許可		○	
定例刊行物の発行	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の週休日の指定及び振替並びに休日の変更	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	○	○	○
定めのある歳入金の徴収		○	○
基準の定めのある歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免		100万円未満	100万円未満
基準の定めのある延滞金及び遅延損害金の減免		10万円未満	10万円未満
工事の施行		130万円以下	130万円以下
経費を要するもの(備品の購入を除く。)		10万円以下	10万円以下

(3) ふれあいセンターに係る事項

事項	専決者
----	-----

	区振興課に置かれるふれあいセンターの所長	まちづくり推進課に置かれるふれあいセンターの所長	佐久間支所に置かれるふれあいセンターの所長
軽易又は定例の照会及び回答	○	○	○
定例の集会及び行事の開催	○	○	○
公の施設の利用許可		○	○
定例刊行物の発行	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の週休日の指定及び振替並びに休日の変更	○	○	○
職員(第2種所長を除く。)の休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	○	○	○
定めのある歳入金の徴収		○	○
基準の定めのある歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免		100万円未満	100万円未満
基準の定めのある延滞金及び遅延損害金の減免		10万円未満	10万円未満
工事の施行		130万円以下	130万円以下
経費を要するもの(備品の購入を除く。)		10万円以下	10万円以下

(4) 市民サービスセンターに係る事項

事項	専決者	
	市民サービスセンター所長(北浜南部、浜名、赤佐及び龍山北市民サービスセンター所長を除く。)	北浜南部、浜名、赤佐及び龍山北市民サービスセンター所長
職員(第2種所長を除く。)の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更	○	○
職員(第2種所長を除く。)の時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定	○	○
職員(第2種所長を除く。)の週休日の指定及び振替並びに休日の変更	○	○
職員(第2種所長を除く。)の休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	○	○
定めのある歳入金の徴収	○	○
基準の定めのある歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免	100万円未満	100万円未満
基準の定めのある延滞金及び遅延損害金の減免	10万円未満	10万円未満
市税の証明	○	○
戸籍の謄抄本並びに住民票及び除票の写し等の交付	○	○
印鑑の登録	○	
印鑑登録証明書の交付	○	○
国民健康保険被保険者証の検認	○	

(5) 浜北地域活動・研修センターに係る事項

事項	専決者
	浜北地域活動・研修センター所長
公の施設の利用許可	○

職員(第2種所長を除く。)の勤務時間及び休憩時間の割振り及び変更	○
職員(第2種所長を除く。)の時間外勤務、休日勤務及び宿日直勤務の命令並びに時間外勤務代休時間の指定	○
職員(第2種所長を除く。)の週休日の指定及び振替並びに休日の変更	○
職員(第2種所長を除く。)の休暇及び欠勤(介護に係るものを除く。)	○
定めのある歳入金の徴収	○
基準の定めのある歳入金(延滞金及び遅延損害金を除く。)の減免	100万円未満
基準の定めのある延滞金及び遅延損害金の減免	10万円未満
物品の購入(備品の購入を除く。)及び修繕	10万円以下
コピー機使用料	10万円以下
工事の施行	130万円以下